### 横浜市障害者グループホーム設置費等補助要綱

制定 令和 3 年 3 月 10 日 健障サ第 3980 号(局長決裁) 最近改正 令和 5 年 4 月 1 日 健障サ第 3200 号(局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者グループホームの設置等に要する経費に対し、予算の範囲内において行う補助金の交付について、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。)、社会福祉法(昭和35年法律第45号)第58条及び社会福祉法人の助成に関する条例(昭和35年7月横浜市条例第15号)に定めるもののほか、この要綱の定めによるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。

(補助事業者の範囲)

第3条 この要綱における補助事業者は、横浜市障害者グループホーム設置運営要綱 (以下「設置運営要綱」という。)第6条第1項に定める設置承認を受けている障害 者グループホームを運営するものとする。

(補助対象経費)

- 第4条 補助事業者等への補助額の算定方法及び補助対象となる経費は次の各号による。
  - (1) 障害者グループホームの設置に係る補助金(以下「設置費補助金」という。) については別表1の定めによる。
  - (2) 障害者グループホームの改修に係る補助金(以下「改修費補助金」という。) については別表2の定めによる。

なお、設置費補助金及び改修費補助金を総称する場合、「設置費等補助金」とする。

- 2 設置費補助金は、障害者グループホームを新規に設置する場合に限り交付する。ただし、法令改正等やむを得ない事情で移転が必要となる障害者グループホームで、市長が必要と認めるときは、この限りではない。
- 3 改修費補助金は、やむを得ない事情で改修が必要となる障害者グループホームで、 市長が必要と認める場合に限り交付する。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象経 費の費用が確定後、速やかに障害者グループホーム設置費等補助金交付申請書兼実績 報告書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 運営状況報告書(第2号様式) (サテライト型住居は、運営状況報告書(第2号様式の2))
- (2) 収支決算書(第3号様式)
- (3) 直近の決算書及び財産目録その他税務申告書一式
- (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、申請内容に応じて、次の各号のうち該当するものを障害者グループホーム設置費等補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)に添付するものとする。
  - (1) 建物の権利取得費を補助対象経費とする場合 建物の賃貸借契約書、権利取得 に要した費用の記載された書類及びその領収書の写し
  - (2) 建物の建築費を補助対象経費とする場合 建物の建築に要した費用の内訳が記載された書類及びその領収書の写し
  - (3) 家屋改造費を補助対象経費とする場合 家屋改造に要した費用の内訳が記載された書類、その領収書の写し及び家屋改造をした箇所の図面
  - (4) スプリンクラー設置費を補助対象経費とする場合 スプリンクラーの設置に要した費用の内訳が記載された書類、その領収書の写し、スプリンクラー設置箇所の図面及び消防設備関係書類
  - (5) 初度調弁費を補助対象経費とする場合 当該初度調弁費にかかる物品 (1品目 3000円未満の物品を除く。)の領収書の写し
  - (6) 1件の金額が100万円以上の費用を補助対象経費とする場合 2者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び履歴事項全部証明書又は個人事業主の住民票の写し(市内事業者が、横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号)第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者の場合は、一般競争入札有資格者名簿の写し)
  - (7) 別表1の設置費補助金(2)、(3)又は(4)を申請する場合 障害者グループホーム 設置事業計画書(第4号様式)、工事内訳書、仕様書、配置図、平面図、立面図、 各室面積表、工程表、当該工事に係る収支決算書、法人の定款、法人の役員名簿 等のうち、市長が必要と認める書類
- 3 第1項の規定にかかわらず、申請者は、事業内容及び設置時期等にやむを得ない事情がある場合は、補助対象経費の費用の確定前に障害者グループホーム設置費等補助金交付申請書(第1号様式の2)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。
  - (1) 運営計画書 (第5号様式) (サテライト型住居は、運営計画書 (第5号様式の2))
  - (2) 収支予算書(第3号様式の2)
  - (3) 直近の決算書及び財産目録その他税務申告書一式

- (4) その他市長が必要と認める書類
- 4 申請者は、申請内容に応じて、次の各号のうち該当するものを障害者グループホーム設置費等補助金交付申請書(第1号様式の2)に添付するものとする。
  - (1) 建物の権利取得費を補助対象経費とする場合 建物の賃貸借契約書及び権利取 得に係る書類の写し
  - (2) 建物の建築費を補助対象経費とする場合 建物の建築に要する費用の内訳が記載された書類
  - (3) 家屋改造費を補助対象経費とする場合 家屋改造に要する費用の内訳が記載された書類及び家屋改造をする箇所の図面
  - (4) スプリンクラー設置費を補助対象経費とする場合 スプリンクラーの設置に要する費用の内訳が記載された書類及びスプリンクラー設置箇所の図面
  - (5) 初度調弁費を補助対象経費とする場合 当該初度調弁費にかかる物品 (1品目 3000円未満の物品を除く。) の見積書又はこれに類する書類
  - (6) 1件の金額が 100 万円以上の費用を補助対象経費とする場合 2者以上の市内 事業者から徴収した見積書等の写し及び履歴事項全部証明書又は個人事業主の住 民票の写し(市内事業者が、横浜市契約規則(昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号) 第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者 の場合は、一般競争入札有資格者名簿の写し)
  - (7) 別表1の設置費補助金(2)、(3)又は(4)を申請する場合 障害者グループホーム 設置事業計画書(第4号様式)、工事内訳書、仕様書、配置図、平面図、立面図、 各室面積表、工程表、当該工事に係る収支予算書、法人の定款、法人の役員名簿 等のうち、市長が必要と認める書類

#### (交付決定)

- 第6条 市長は、第5条第1項の障害者グループホーム設置費等補助金交付申請書兼実 績報告書を受理したときは、その内容について審査及び必要に応じて現地調査を行い、 補助事業の目的及び内容を適正と認めた場合には、交付すべき補助金の額を確定し、 障害者グループホーム設置費等補助金交付決定兼交付額確定通知書(第6号様式)に より通知するものとする。
- 2 市長は、第5条第3項の障害者グループホーム設置費等補助金交付申請書を受理したときは、その内容について審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助事業の目的及び内容を適正と認めた場合には、障害者グループホーム設置費等補助金交付決定通知書(第6号様式の2)により通知するものとする。
- 3 第1項又は前項において、交付申請の内容の一部が適正ではないと認められる場合 には、減額して交付を決定することができる。
- 4 市長は、第1項又は第2項の調査の結果により、補助金の全部を交付しないことと 決定したときは、申請者に対し、障害者グループホーム設置費等補助金不交付決定通

知書(第7号様式)により通知するものとする。

(交付の条件)

- 第7条 市長は、前条第1項又は第2項の交付の決定をする場合において、次に掲げる 条件を付するものとする。
  - (1) 申請者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、市長に報告し、その指示を受けなければならない。
  - (2) 申請者は、当該申請以前に第6条第2項に基づく補助金の交付決定を受けたことがある場合は、補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了していないときを除き、その補助事業に係る第14条第1項の報告を完了していなければならない。
  - (3) 申請者は、補助事業を中止又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(変更の申請)

第8条 申請者は、第5条第3項で申請した事項の変更をしようとするときは、あらか じめ障害者グループホーム設置費等補助金交付額変更承認申請書(第8号様式)に、 障害者グループホーム設置費等補助金交付決定通知書の写し及び変更する事項に係 る書類を添えて、市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

(変更の承認通知)

- 第9条 市長は、前条の申請を適当であると認めたときは、障害者グループホーム設置 費等補助金交付額変更承認通知書(第9号様式)により、申請者に通知するものとす る。
- 2 市長は、前項の承認をする場合において、第7条第1項第1号及び第3号に定める 条件を付するものとする。
- 3 市長は、前条の申請内容を調査した結果、変更を承認しないことと決定したときは、 障害者グループホーム設置費等補助金交付額変更不承認通知書(第 10 号様式)によ り、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 10 条 申請者は、第 6 条第 1 項の障害者グループホーム設置費等補助金交付決定兼 交付額確定通知書又は第 6 条第 2 項の障害者グループホーム設置費等補助金交付決 定通知書の交付を受けた場合において、当該決定通知書に係る補助金の交付の決定の 内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該決定通知書の交付を受けた日 の翌日から起算して 30 日以内に、障害者グループホーム設置費等補助金交付申請取 下げ書(第 11 号様式)に、当該決定通知書の写しを添えて提出することにより、申 請の取下げをすることができる。ただし、当該補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときは、取り下げることができない。

### (補助事業の遂行)

- 第 11 条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

#### (状況報告)

第 12 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行の状況に関し、補助事業者から報告を求めることができる。

### (補助事業の遂行等の指示)

- 第13条 市長は、補助事業者が提出した報告等により、その者の補助事業が補助金の 交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、 その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。
- 2 市長は、補助事業者が前項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、当 該補助事業の遂行の一時停止を指示するものとする。

### (実績報告)

- 第 14 条 第 6 条第 2 項の交付決定及び第 9 条第 1 項の変更承認を受けた補助事業者は、 補助事業が完了後、速やかに障害者グループホーム設置費等補助金実績報告書(第 12 号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 運営状況報告書(第2号様式)(サテライト型住居は、運営状況報告書(第2 号様式の2))
  - (2) 収支決算書(第3号様式)
  - (3) 合計残高試算表その他これに類するもの
  - (4) 障害者グループホーム設置費等補助金交付決定通知書の写し
  - (5) 障害者グループホーム設置費等補助金交付額変更承認通知書の写し(第9条第 1項の障害者グループホーム設置費等補助金交付額変更承認通知書の交付を受け た場合に限る。)
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助事業者は、申請内容に応じて、次の各号のうち該当するものを障害者グループ ホーム設置費等補助金実績報告書(第12号様式)に添付するものとする。
  - (1) 建物の権利取得費を補助対象経費とした場合 建物の賃貸借契約書、権利取得 に要した費用の内訳が記載された書類及びその領収書の写し

- (2) 建物の建築費を補助対象経費とした場合 建物の建築に要した費用の記載された書類及びその領収書の写し
- (3) 家屋改造費を補助対象経費とした場合 家屋改造に要した費用の内訳が記載された書類、その領収書の写し及び家屋改造をした箇所の図面
- (4) スプリンクラー設置費を補助対象経費とした場合 スプリンクラーの設置に要した費用の内訳が記載された書類、その領収書の写し、スプリンクラー設置箇所の図面及び消防設備関係書類
- (5) 初度調弁費を補助対象経費とした場合 当該初度調弁費にかかる物品 (1品目 3000円未満の物品を除く。)の領収書の写し
- (6) 1件の金額が 100 万円以上の費用を補助対象経費とする場合 2者以上の市 内事業者から徴収した見積書等の写し及び履歴事項全部証明書又は個人事業主の 住民票の写し(市内事業者が、横浜市契約規則(昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号)第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内であ る者の場合は、一般競争入札有資格者名簿の写し)
- (7) 別表1の設置費補助金(2)、(3)又は(4)について報告を行う場合 障害者グループホーム設置事業実績報告書(第13号様式)、工事内訳書、仕様書、配置図、平面図、立面図、各室面積表、工程表、当該工事に係る収支決算書、法人の定款、法人の役員名簿等のうち、市長が必要と認める書類
- 3 補助金規則第5条第1項の交付申請とともに、補助金規則第14条第1項の実績報告をしようとする者は、第5条第1項の規定に基づき、障害者グループホーム設置費等補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)に、第5条第2項に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

#### (補助金の額の確定)

- 第 15 条 市長は、前条第 1 項の規定による報告を受けた場合において、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、障害者グループホーム設置費等補助金交付額確定通知書(第 14 号様式)により、当該補助事業者に通知するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項に基づく障害者グループホーム設置費等補助金交付申請書兼実績報告書を受けた場合においては、第6条第1項に基づき、障害者グループホーム設置費等補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

#### (是正のための措置)

第16条 市長は、第14条第1項又は第3項の規定による報告を受けた場合において、

その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件 に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補 助事業者に対して指示するものとする。

### (交付の時期)

- 第17条 補助金は、第6条第1項又は第15条第1項の規定により確定した額を補助事業が完了した後に交付するものとする。
- 2 市長が、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業者が補助事業を実施できないと認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

### (交付の請求)

- 第 18 条 第 6 条第 1 項の障害者グループホーム設置費等補助金交付決定兼交付額確定 通知書又は第 15 条第 1 項の障害者グループホーム設置費等補助金交付額確定通知書 の交付を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、障害者グループホーム設置費等補助金交付請求書(第 15 号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定は、前条第2項により補助事業の完了前に補助金の全部又は一部の交付 を受けようとする場合について準用する。
- 3 市長は、前項の請求があった場合は、概算払いで交付するものとする。

#### (決定の取消し)

- 第19条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定 の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金の他の用途への使用をしたとき。
  - (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (4) その他法令、条例、規則、設置運営要綱又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後において も適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、当該補助事業者に対し、障害者 グループホーム設置費等補助金交付決定取消通知書(第16号様式)により通知する ものとする。

#### (補助金の返環)

第20条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取

消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額 を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助 金の返還を命ずるものとする。

### (加算金及び延滞金)

- 第21条 補助事業者は、第19条第1項の規定による取消しにより、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。
- 2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、 当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領した日において受領されたものとする。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の 納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず 当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
- 4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

### (他の補助金等の一時停止等)

第22条 補助金の返還を命ぜられた補助事業者が、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合、市長は、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

#### (財産処分の制限)

- 第23条 補助金の交付を受けた後5年以内に、障害者グループホームの移転、廃止又は運営主体の変更をする場合は、原則として第6条第1項又は第15条第1項の規定により確定した補助金をすべて返還するものとする。
- 2 補助金の交付を受けて5年を超えた後に、障害者グループホームの移転、廃止又は 運営主体の変更をする場合は、補助金により取得した権利、設備及び物品の処分につ

いて市長と協議し、その指示に従わなければならない。ただし、事業の用により取得 し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の権利、設備及び物品に限る。

### (関係書類の整備)

第24条 補助事業者は、障害者グループホーム設置費等補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等並びに領収書等の書類を整備し、10年間保存しておかなければならない。

### (調査又は報告)

第25条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第26条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、 実績報告後に消費税の申告により当該補助金の消費税及び地方消費税に係る仕入控 除税額が確定した場合には、当該補助金の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 報告書(第17号様式)に、次の各号で定める書類を添えて、速やかに市長に対して 報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部 又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部 又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課 税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
  - (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類(第17号様式別紙1)
  - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
  - (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し
  - (4) 障害者グループホーム設置費等補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書の写し又は障害者グループホーム設置費等補助金交付額確定通知書の写し
- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の 全部又は一部の返還を命ずるものとする。補助事業者は、市長の返還命令を受けて当 該仕入控除税額を返還しなければならない。

#### (委任)

第27条 この要綱に定めるもののほか、障害者グループホーム設置費等補助金の交付 に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表1 (第4条第1項第1号)

## ○設置費補助金(1) (※1)

補助項目	補助上限額 (円)	算定方法	補助対象
初度調弁費	500,000	当該経費の実支出額と補助上限額のうち、少ない方の額	入居者が共用する家具・家電、 什器、入居者の 支援に資する備 品等 ※2
整備費 ※3 (スプリンクラーなし)	3, 000, 000		権利取得費、家屋改造費
整備費 ※3 (スプリンクラーあり)	4, 000, 000		権利取得費、家 屋改造費、スプ リンクラー設置 費

○設置費補助金(2) (※1) (既存の賃貸物件のうち、国庫補助金の補助対象となった場合のみ。国の内示後に申請)

補助項目	補助上限額 (円)	算定方法	補助対象
初度調弁費	500, 000	法人が実支出額の1/ 4以上を負担した場合 には、実支出額から法人 の負担額を差し引いた 額と補助上限額のうち、	入居者が共用する家具・什器、 入居者の支援に 資する備品等 ※ 2
権利取得費	1,000,000	少ない方の額	権利取得費
施設整備費 ※3 (スプリンクラーなし)	3, 000, 000		国庫補助金の対 象となる施設整 備費
施設整備費 ※3 (スプリンクラーあり)	4, 000, 000		国庫補助金の対象となる施設整備費、スプリンクラー設置費

〇設置費補助金(3) (※1) (法人所有物件のうち、国庫補助金(新築) の補助対象となった場合のみ。国の内示後に申請)

補助項目	補助上限額 (円)	算定方法	補助対象
初度調弁費	500, 000	法人が実支出額の1/ 4以上を負担した場合 には、実支出額から法 人の負担額を差し引い	入居者が共用する家具・什器、入居者の支援に資する備品等 ※2
施設整備費	9, 000, 000	た額と補助上限額のうち、少ない方の額	国庫補助金の対象 となる施設整備費

○設置費補助金(4)(※1) (法人所有物件のうち、国庫補助金(改修)の補助対象となった場合のみ。国の内示後に申請)

補助項目	補助上限額 (円)	算定方法	補助対象
初度調弁費	500, 000	法人が実支出額の1/ 4以上を負担した場合 には、実支出額から法 人の負担額を差し引い	入居者が共用する 家具・什器、入居 者の支援に資する 備品等 ※2
施設整備費	4, 000, 000	た額と補助上限額のう ち、少ない方の額	国庫補助金の対象 となる施設整備費

※1:設置費補助金の申請は、補助事業1件ごとに、設置費補助金(1)、(2)、(3)又は (4)のうち、いずれか一つのみ可能。

※2:1品目(単価)3,000円(税込)未満のものを除く。

※3:整備費および施設整備費は、スプリンクラーなし又はスプリンクラーあり(事業者がスプリンクラーを設置する場合に限る。)のうち、いずれか一つのみ対象。

## 別表2 (第4条第1項第2号)

## ○改修費補助金

補助金	補助上限額 (円)	算定方法	補助対象
改修費補助金	2, 000, 000	当該経費の実支出額と補助上限額のうち、少ない方の額	障害者グループホ ームの共用部分 (※4)における バリアフリー工事 費 (※5)

※4:共用部分には、入居者の居室及び事業者の専用スペースは含まないものとする。

※5:1件300,000円未満のものを除く。

年 月 日

)

(提出先) 横浜市長

郵便番号

所 在 地

法 人 名

役職及び 代表者氏名

## 障害者グループホーム設置費等補助金 交付申請書兼実績報告書

障害者グループホーム設置費等補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月 30日横浜市規則第139号)及び横浜市障害者グループホーム設置費等補助要綱を遵守します。

### 1 グループホームの名称及び設置日

名	称			
設	置日			

### 2 申請額

申請額	円	(補助金種別: )
-----	---	-----------

(申請額内訳)

□ 設置費補助金(1)

経 費 区 分	設置経費	申請額
権利取得費	円	円
家屋改造費	円	円
初度調弁費	円	円
合 計	円	円

- □ 設置費補助金(2)、(3)又は(4)
  - (1) 国庫補助申請時の施設名(
  - (2) 補助項目 創設 ・ 改修 (いずれかを選択)

経 費 区 分	設 置 経 費	申請額
施設整備費	円	円
初度調弁費	円	円
合 計	円	円

### □ 改修費補助金

経 費 区 分	設置経費	申	請額	
改修費	円			円

担 当 者 連 絡 先 書類送付先 (〒 - )

- 3 添付書類 ((5)から(11)は該当する場合に添付する。)
  - (1) 運営状況報告書(第2号様式) (サテライト型住居は、運営状況報告書(第2号様式の2))
  - (2) 収支決算書(第3号様式)
  - (3) 直近の決算書及び財産目録その他税務申告書類一式
  - (4) その他市長が必要と認める書類
  - (5) 建物の権利取得費を補助対象経費とする場合 建物の賃貸借契約書、権利取得に要した費用の記載された書類及びその領収書の写し
  - (6) 建物の建築費を補助対象経費とする場合 建物の建築に要した費用の内訳が記載された書類及びその領収書の写し
  - (7) 家屋改造費を補助対象経費とする場合 家屋改造に要した費用の内訳が記載された書類、その領収書の写し及び家屋改造をした箇所の図面
  - (8) スプリンクラー設置費を補助対象経費とする場合 スプリンクラーの設置に要した費用の内訳が記載された書類、その領収書の写し、スプリンクラー設置箇所の図面及び消防設備関係書類
  - (9) 初度調弁費を補助対象経費とする場合 当該初度調弁費にかかる物品(1品目3000円 未満の物品を除く。)の領収書の写し
  - (10) 1件の金額が100万円以上の費用を補助対象経費とする場合 2者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び履歴事項全部証明書又は個 人事業主の住民票の写し(市内事業者が、横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規 則第59号)第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内 である者の場合は、一般競争入札有資格者名簿の写し)
  - (11) 別表1の設置費補助金(2)、(3)又は(4)を申請する場合は、障害者グループホーム 設置事業計画書(第4号様式)、工事内訳書、仕様書、配置図、平面図、立面図、 各室面積表、工程表、当該工事に係る収支決算書、法人の定款、法人の役員名簿等 のうち、市長が必要と認める書類

(提出先) 横浜市長

年 月 日

郵便番号

所 在 地

法人名

役職及び 代表者氏名

## 障害者グループホーム設置費等補助金 交付申請書

障害者グループホーム設置費等補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月 30日横浜市規則第139号)及び横浜市障害者グループホーム設置費等補助要綱を遵守します

1	グルー	プホー	ムの名称及び設置日

		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
名		称	
設	置	日	

2 申請額

ď				
	申請額	円	(補助金種別:	)

### (申請額内訳)

□ 設置費補助金(1)

_	队巨兵 III 约亚 (1)		
	経 費 区 分	設置経費	申請額
	権利取得費	円	円
	家屋改造費	円	円
	初度調弁費	円	円
	合 計	円	円

- □ 設置費補助金(2)、(3)又は(4)
  - (1) 国庫補助申請時の施設名(

(2) 補助項目 創設	・ 改修 (い	ずれかを選択)
経 費 区 分	設置経費	申請額
施設整備費	F	円
初度調弁費	Р	円
合計	F	円

□ 改修費補助金

経 費 区 分	設置経費	申	請額	
改修費	円			円

当 者 担 連 絡 先 書類送付先 (〒 − )

- 3 添付書類((5)から(11)は該当する場合に添付する。)
  - (1) 運営計画書(第5号様式)(サテライト型住居は、運営計画書(第5号様式の2))
  - (2) 収支予算書(第3号様式の2)
  - (3) 直近の決算書及び財産目録その他税務申告書一式
  - (4) その他市長が必要と認める書類
  - (5) 建物の権利取得費を補助対象経費とする場合 建物の賃貸借契約書及び権利取得に係る書類の写し
  - (6) 建物の建築費を補助対象経費とする場合 建物の建築に要する費用の内訳が記載された書類
  - (7) 家屋改造費を補助対象経費とする場合 家屋改造費に要する費用の内訳が記載された書類及び家屋改造をする箇所の図面
  - (8) スプリンクラー設置費を補助対象経費とする場合 スプリンクラーの設置に要する費用の内訳が記載された書類及びスプリンクラー 設置箇所の図面
  - (9) 初度調弁費を補助対象経費とする場合 当該初度調弁費にかかる物品(1品目3000円未満の物品を除く。)の見積書又は これに類する書類
  - (10) 1件の金額が100万円以上の費用を補助対象経費とする場合 2者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び履歴事項全部証明書又は 個人事業主の住民票の写し(市内事業者が、横浜市契約規則(昭和39年3月横浜 市規則第59号)第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分 が市内である者の場合は、一般競争入札有資格者名簿の写し)
  - が市内である者の場合は、一般競争入札有資格者名簿の写し) (11) 別表1の設置費補助金(2)、(3)又は(4)を申請する場合は、障害者グループホーム 設置事業計画書(第4号様式)、工事内訳書、仕様書、配置図、平面図、立面図、 各室面積表、工程表、当該工事に係る収支予算書、法人の定款、法人の役員名簿 等のうち、市長が必要と認める書類

## 運営状況報告書

Į.	名称			定員	)			人	
所在地					建物借上加算 ※1				円
建物形態(いずれかを選択)			□ 一戸建て □			その		(	)
消防部	2備(該当設	は備を選択)		□設備 □ 誘導灯		<i>゙</i> クラ	<b>—</b> ;	<b>※</b> 2	`
			□ 火災通報装置		器 □ その他 □				
入居(予	定)者氏名	受給者証番号		入居者の家賃 ※3	援護の実施機関	入	居(-	予定)	日
生生	丰月日	障害支援区分	障害者手帳	日中活動先	横浜市外からの補助 (ある場合「市外」と記入) ※4	退	去(-	予定)	日
_			愛の手帳 (療育手帳)	円	,	入	年	月	日
		***************************************	身障手帳 級 精神手帳 級	***************************************	***************************************	退	年	月	月
			愛の手帳 (療育手帳)	円		入	年	月	日
2			身障手帳 級 精神手帳 級	***************************************		退	年	月	日
			愛の手帳 (療育手帳)	円		入	年	月	日
3		***************************************	身障手帳 級 精神手帳 級			退	年	月	日
4			愛の手帳 (療育手帳)	円		入	年	月	日
4)			身障手帳 級 精神手帳 級			退	年	月	日
<u>(5)</u>			愛の手帳 (療育手帳)	円		入	年	月	日
			身障手帳 級 精神手帳 級			退	年	月	日
6		***************************************	愛の手帳 (療育手帳)	円	***************************************	入	年	月	日
			身障手帳     級       精神手帳     級			退	年	月	日
7		***************************************	愛の手帳 (療育手帳)	円		入	年	月	日
			身障手帳     級       精神手帳     級			退	年	月	日
8		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	愛の手帳 (療育手帳)	円		入	年	月	日
			身障手帳 級 精神手帳 級			退	年	月	日
9		***************************************	愛の手帳 (療育手帳)	円	***************************************	入	年	月	日
			身障手帳     級       精神手帳     級			退	年	月	日
10			愛の手帳 (療育手帳) 身障手帳 級	円		入	年	月	日
			身障手帳     級       精神手帳     級			退	年	月	日
バック	名称				法人等名				
アップ 施設	所在地				施設種別				
	連携内容								
備考									

- ※1:建物借上費とは、法人がグループホームの建物の貸主に支払う月額家賃。 ※2:スプリンクラーは、区分4以上の入居者が定員の8割を超えた場合、必置。 ※3:入居(予定)者の家賃は、法人負担の月額家賃から、建物借上加算(1ホーム分)及び 運営費補助金(建物借上補助)を差し引き、定員数で除した額より大きい場合は備考欄又は別紙に算定根拠を記すこと。 ※4:横浜市以外の地方自治体から補助金(特定障害者特別給付費を除く。)を受けている場合、
- 「市外」と記入。

### 運営状況報告書(サテライト) ※1

名称					定員				人
所在地					建物借上費 ※2				円
	本体住居からの	距離・時間			メートル				分
	建物形態(いずれ	かを選択)	□ 一戸建て □	アパート 🛘	マンション	その	他	(	)
消防設備(該当設備を選択)			□ 自動火災報知 □ 火災通報装置	n設備 □ 誘導炸 置 □ 消火器		⁄クラ (	_		)
J	(居(予定)者氏名	受給者証番号		入居者の家賃 ※3	援護の実施機関	入	居(う	予定)	日
	生年月日	障害支援区分	障害者手帳	日中活動先	横浜市外からの補助 (ある場合「市外」と記入) ※4	退	去(予	予定)	日
			愛の手帳 (療育手帳)	円		入	年	月	日
			身障手帳 級 精神手帳 級			退	年	月	日
1	入居(予定)者の型住居入居前の局 ※5		□ 自宅 □ グループホー □ その他 ( 住所:	一厶名称 (		183313333333333		***************************************	)
2	利用者の単身生活 び生活状況	舌への意欲及							
単身生活に向けた課題及び課 ③ 題解決に向けた支援方針等 ※ 6									
本体グループホームからの支 ④ 援の内容(食事提供・巡回頻 度など)									
備考									

- ※1:この様式は、入居者1名ごとに作成すること。
- ※2:建物借上費とは、法人がグループホームの建物の貸主に支払う月額家賃。
- ※3:入居(予定)者の家賃額は、法人負担の月額家賃から、建物借上加算(1ホーム分)及び 運営費補助金(建物借上補助)を差し引き、定員数で除した額より大きい場合は備考欄又は 別紙に算定根拠を記すこと。
- ※4:横浜市以外の地方自治体から補助金(特定障害者特別給付費を除く。)を受けている場合、 「市外」と記入。
- ※5:①「居住地」は、設置運営要綱第7条第2項に基づき記載すること。
- ※6:③「支援方針」は、生活支援や余暇支援等を中心に記載すること。加えて、金銭管理や服薬管理が必要な者の場合、自己管理を行えるようにするための支援等について記載すること。また、必要に応じて日中活動先等との連携についても触れること。

## 収支決算書

		グループホーム名		
収入	の			
		項目	収入額	負担者
設				
設置費				
費・				
改修費				
其	法	人自己負担金		
		合 計		
<u>支出</u>	<u> </u>	部		数字は領収書等の番号
	1	項目	支出額	備考
	権	利取得費		
	-			
	<b>多</b>	ˈ屋改造費 ┌─────────		
設置費	旃	<u> </u>  設整備費(国庫補助の場合)		
費	عار ا			
	初			
	改	修費(国庫補助の場合)		
改修費				
修				
		승 計		

(※設置費等補助金を原資とするものだけを記載してください)

## 収支予算書

		グループホーム名		
収入	の			
		項目	収入額	負担者
設				
設置費				
費・				
改修費				
其	法	人自己負担金		
		合 計		
<u>支出</u>	<u> </u>	部		数字は領収書等の番号
	1	項目	支出額	備考
	権	利取得費		
	-			
	<b>多</b>	ˈ屋改造費 ┌─────────		
設置費	旃	<u> </u>  設整備費(国庫補助の場合)		
費	عار ا			
	初			
	改	修費(国庫補助の場合)		
改修費				
修				
		승 計		

(※設置費等補助金を原資とするものだけを記載してください)

## 障害者グループホーム設置事業計画書

1	対象施設の概要
1	

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果

工 設置者負担金

才 合計

(内訳) 自己資金

市社協振興資金

2

(4)	彭	设置主体	区び経営	営主体									
(5)	ス	居定員	į										
		現在是	定員	増加定員	Į	合	計						
			名		名		名						
施	設惠	整備費に	に係る事業	業計画									
(1)	旅	面設の規	模及び植	<b></b>									
	ア	整備引	事業 (解作	本撤去工事費	• 仮設施			)					
		(ア)	敷地面積	其		n	n²						
		(イ)	敷地の別	有関係	自己所	有地	•	借地					
		(ウ)	施設整備	前の区分	創設	L Č	•	改修					
		(工)	建物の面	<b></b> 積	建築面	ī積			m²	延面	債		$m^2$
		(オ)	建物の様	<b>捧</b> 造			造			階建			
	1	解体指	放去工事	(既存施設に	係るもの	)							
		(ア)	建物の面	<b></b> 積	建築面	摃			$m^2$	延面	瞔		$m^2$
		(1)	建物の様	<b>捧</b> 造			造			階建			
		(ウ)	建設年月	日			年		月	日			
		(工)	補助金の	区分									
		(才)	処分(取	対りこわし) 左	手月 日				年		月	日	
	ウ	仮設旗	色設工事										
		(ア)	建物の面	<b></b> 積	建築面	摃			m²	延面	債		$m^2$
		(1)	建物の構	<b>捧</b> 造			造			階建			
(2)	東	<b>と</b> 備費内	a 글□										
(2)	アエア	建築コ						円					
	イ	設備コ						円					
	ウ	工事語						円					
	エ	事務						円					
	一才	合計	₹					円					
(3)	則	<b>才源内部</b>											
	ア	国庫補							円				
	イ	横浜市	<b>片補助金</b> (	(市負担分)					円				
	ウ	市社協	a 特定資	<b>÷</b>					円				

円

円 円

円

## (4) 工事計画

ア	直営・請負の別	直営 •	請負	
1	契約年月日	年	月	日
ウ	着工年月日	年	月	日
エ	変更契約年月日	年	月	日
オ	竣工年月日	年	月	日
力	事業開始年月日	年	月	日
キ	解体撤去工事関係			
	(ア) 直営・請負の別	直営 •	請負	
	(イ) 着工年月日	年	月	日
	(ウ) 完成年月日	年	月	日

### ク 仮設施設工事関係

(ア) 直営・請負・賃貸借の別	直営	•	請負	•	賃貸借
(イ) 工事期間		年	月		日
(ウ) 仮設施設の使用期間		年		か月	

### (5) その他参考事項

## 3 設備整備費に係る事業計画

## (1) 事業の目的及び内容

品目	数量	規格	単価	金額	整備目的及び必要理由
スプリンクラー					
エレベーター					
合計					

## (2) 財源内訳

ア	国庫補助	金	円
1	横浜市補	助金(市負担分)	円
ウ	市社協特	定資金	円
工	設置者負	担金	円
	(内訳)	自己資金	円
		市社協振興資金	円
オ	合計		円

## 運営計画書

3	名称				定員				人
所	f在地				建物借上費 ※1				円
建物开	形態(いずわ	いかを選択)	□一戸建て□	アパート	マンション	その	他	(	)
沙八十二	投備 (該当割	小供よれ発力)	□ 自動火災報知	設備 □ 誘導炸	Γ □ スプリン	/クラ	_	<b>※</b> 2	
(日内) j	文佣 (該当前	(個を)送水)	□ 火災通報装置	□ 消火器	景 □ その他	(			)
入居(子	定)者氏名	受給者証番号	·  障害者手帳	入居者の家賃 ※3	援護の実施機関		居(	予定)	日
生生	年月日	障害支援区分	障舌有	日中活動先	横浜市外からの補助 (ある場合「市外」と記入) ※4		去(	予定)	日
			愛の手帳 (療育手帳)	円		入	年	月	日
1			身障手帳 級 精神手帳 級			退	年	月	日
			愛の手帳 (療育手帳)	円		入	年	月	日
2			身障手帳 級 精神手帳 級	***************************************	***************************************	退	年	月	日
			愛の手帳 (療育手帳)	円		入	年	月	日
3			身障手帳 級 精神手帳 級			退	年	月	日
			愛の手帳 (療育手帳)	円		入	年	月	日
4			身障手帳 級 精神手帳 級			退	年	月	日
			愛の手帳 (療育手帳)	円		入	年	月	日
5			身障手帳 級 精神手帳 級			退	年	月	日
			愛の手帳 (療育手帳)	円		入	年	月	日
6			身障手帳 級 精神手帳 級			退	年	月	日
			愛の手帳 (療育手帳)	円		入	年	月	日
7			身障手帳 級 精神手帳 級			退	年	月	日
			愛の手帳 (療育手帳)	円		入	年	月	日
8			身障手帳 級 精神手帳 級			退	年	月	日
			愛の手帳 (療育手帳)	円		入	年	月	日
9			身障手帳 級 精神手帳 級			退	年	月	日
			愛の手帳 (療育手帳)	円		入	年	月	日
10	***************************************		身障手帳 級 精神手帳 級	***************************************	***************************************	退	年	月	日
バック	名称				法人等名				
ハック アップ 施設	所在地				施設種別				
ルビロス	連携内容								
備考									
	l								

- ※1:建物借上費とは、法人がグループホームの建物の貸主に支払う月額家賃。
  ※2:スプリンクラーは、区分4以上の入居者が定員の8割を超えた場合、必置。
  ※3:入居(予定)者の家賃額は、法人負担の月額家賃から、建物借上加算(1ホーム分)及び運営費補助金(建物借上補助)を差し引き、定員数で除した額より大きい場合は備考欄又は別紙に算定根拠を記すこと。
  ※4:横浜市以外の地方自治体から補助金(特定障害者特別給付費を除く。)を受けている場合、「まか」と記る
- 「市外」と記入。

### 運営計画書(サテライト) ※1

名称				定員		人
所在地				建物借上費 ※2		円
本体住居からの	距離・時間			メートル		分
建物形態(いずれ	かを選択)	□ 一戸建て □	アパート	マンション	その他(	)
消防設備(該当設備を選択)		□自動火災報知				`
		□ 火災通報装置	置 □ 消火器 入居者の家賃		(	)
入居(予定)者氏名	受給者証番号	应安龙工柜	※3	援護の実施機関	入居(予定)	日
生年月日	障害支援区分	障害者手帳	日中活動先	横浜市外からの補助 (ある場合「市外」と記入) ※4		日
		愛の手帳 (療育手帳)	円		入 年 月	日
		身障手帳 級 精神手帳 級			退年月	日
入居(予定)者の ①型住居入居前の ※5	<b>居住地</b>	□ 自宅 □ グループホー □ その他 ( 住所:	一厶名称 (			)
② 利用者の単身生活 び生活状況	古への意欲及					
単身生活に向けた ③ 題解決に向けた3 ※ 6						
本体グループホー ④ 援の内容(食事制度など)						
備考						

- ※1:この様式は、入居者1名ごとに作成すること。
- ※2:建物借上費とは、法人がグループホームの建物の貸主に支払う月額家賃。
- ※3:入居(予定)者の家賃額は、法人負担の月額家賃から、建物借上加算(1ホーム分)及び 運営費補助金(建物借上補助)を差し引き、定員数で除した額より大きい場合は備考欄又は 別紙に算定根拠を記すこと。
- ※4:横浜市以外の地方自治体から補助金(特定障害者特別給付費を除く。)を受けている場合、 「市外」と記入。
- ※5:①「居住地」は、設置運営要綱第7条第2項に基づき記載すること。
- ※6:③「支援方針」は、生活支援や余暇支援等を中心に記載すること。加えて、金銭管理や服薬 管理が必要な者の場合、自己管理を行えるようにするための支援等について記載すること。 また、必要に応じて日中活動先等との連携についても触れること。

第 뭉

年 月  $\exists$ 

(法人名)

(代表者名)

横浜市長 囙

## 障害者グループホーム設置費等補助金 交付決定兼交付額確定通知書

日に申請のありました 年度障害者グループホーム設置費等補 助金については、次の条件をつけて交付します。

- 1 交付決定の内容
  - (1) 交付決定額
  - (2) 交付予定時期
- 2 対象グループホーム
- 交付条件
  - (1) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、市長に報告し、その指示 を受けてください。
  - (2) 当該申請以前に第6条第2項に基づく補助金の交付決定を受けたことがある 場合は、補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了していないときを除き、 その補助事業に係る第14条第1項の報告を完了してください。
  - (3) 補助事業を中止又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受け てください。
  - (4) 横浜市障害者グループホーム設置費等補助要綱第18条第1項の交付の請求を する場合は、この通知書の写しを添付してください。
  - (5) 補助金は障害者グループホーム設置費等補助事業のために使用し、他の事業 に使用しないでください。 (6) 剰余金が生じたときは、その残金を速やかに返還してください。

  - (7) 横浜市障害者グループホーム設置費等補助要綱第19条第1項各号のいずれか に該当するときは、補助金の全額又は一部を返還していただきます。
  - (8) 障害者グループホーム設置費等補助事業に関して収支を明らかにした帳簿を 備え、当該収支についての証拠書類は事業完了後10年間保存してください。 なお、それらについて調査を行うことがあります。
  - (9) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市障害者グループホーム 設置費等補助要綱の定めに従ってください。

担当 連絡先

第号

年 月 日

(法人名)

(代表者名)

横浜市長印

### 障害者グループホーム設置費等補助金 交付決定通知書

年 月 日に申請のありました 年度障害者グループホーム設置費等補助 金については、次の条件をつけて交付します。

- 1 交付決定の内容
  - (1) 交付決定額
  - (2) 交付予定時期
- 2 対象グループホーム
- 3 交付条件
  - (1) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、市長に報告し、その指示を受けてください。
  - (2) 当該申請以前に第6条第2項に基づく補助金の交付決定を受けたことがある場合は、補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了していないときを除き、その補助事業に係る第14条第1項の報告を完了してください。
  - (3) 補助事業を中止又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けてください。
  - (4) やむを得ず事業に変更を生じたときには、市長の承認を得てください。
  - (5) 補助事業が完了したとき又は市の会計年度が終了したときは、直ちに実績報告書を提出してください。
  - (6) 横浜市障害者グループホーム設置費等補助要綱第18条第2項の交付の請求を する場合は、この通知書の写しを添付してください。
  - (7) 補助金は障害者グループホーム設置費等補助事業のために使用し、他の事業に使用しないでください。
  - (8) 剰余金が生じたときは、その残金を速やかに返還してください。
  - (9) 横浜市障害者グループホーム設置費等補助要綱第19条第1項各号のいずれかに該当するときは、補助金の全額又は一部を返還していただきます。 (10) 障害者グループホーム設置費等補助事業に関して収支を明らかにした帳簿を
  - (10) 障害者グループホーム設置費等補助事業に関して収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支についての証拠書類は事業完了後10年間保存してください。 なお、それらについて調査を行うことがあります。
  - (11) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市障害者グループホーム 設置費等補助要綱の定めに従ってください。

担 当連絡先

年 月 日

(法人名)

(代表者名)

横浜市長印

## 障害者グループホーム設置費等補助金 不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました 年度障害者グループホーム設置費等補助金については、次の理由により、交付しないことと決定しましたので通知します。

- 1 申請額
- 2 対象グループホーム
- 3 不交付の理由

担 当連絡先

(提出先) 横浜市長

郵便番号

所 在 地

法人名

役職及び 代表者氏名

## 障害者グループホーム設置費等補助金 交付額変更承認申請書

横浜市障害者グループホーム設置費等補助事業について、申請した事項の変更をして補助金の交付を 受けたいので、別紙記載の関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月30日 横浜市規則第139号)及び横浜市障害者グループホーム設置費等補助要綱を遵守します。

1	グループホームの名称及び設置日
1	

名 称	
設置日	

2 変更日及び変更内容(補助対象経費が変更となる年月日及び内容)

<u> </u>	(1114 ) 4 1 4 1 4 1 E S 4 1 E S 4 2 E
変更日	
変更内容	

3 変更承認申請額(変更承認を申請する補助金の総額。既交付決定額を含む。)

変更承認申請額 円 (補助金種別:
-------------------

(内訳)

□ 設置費補助金(1)

経 費 区 分	設置経費	変更承認申請額
権利取得費	円	円
家屋改造費	円	円
初度調弁費	円	円
合 計	円	円

- □ 設置費補助金(2)、(3)又は(4)
  - (1) 国庫補助申請時の施設名(

(2) 補助項目 創設 ・ 改修 (いずれかを選択)

経 費 区 分	設置経費	変更承認申請額
施設整備費	円	円
初度調弁費	円	円
合 計	円	円

□ 改修費補助金

経 費 区 分	設置経費	変更承認申請額
改修費	円	円

担 当 者 連 絡 先 書類送付先 (〒 - )

- 4 添付書類 ((5)から(11)は該当する場合に添付する。)
  - (1) 運営計画書(第5号様式)(サテライト型住居は、運営計画書(第5号様式の2))
  - (2) 収支予算書(第3号様式の2)
  - (3) 直近の決算書及び財産目録その他税務申告書一式
  - (4) その他市長が必要と認める書類
  - (5) 建物の権利取得費を補助対象経費とする場合 建物の賃貸借契約書及び権利取得に係る書類の写し
  - (6) 建物の建築費を補助対象経費とする場合 建物の建築に要する費用の内訳が記載された書類
  - (7) 家屋改造費を補助対象経費とする場合 家屋改造費に要する費用の内訳が記載された書類及び家屋改造をする箇所の図面
  - (8) スプリンクラー設置費を補助対象経費とする場合 スプリンクラーの設置に要する費用の内訳が記載された書類及びスプリンクラー 設置箇所の図面
  - (9) 初度調弁費を補助対象経費とする場合 当該初度調弁費にかかる物品(1品目3000円未満の物品を除く。)の見積書又は これに類する書類
  - (10) 1件の金額が100万円以上の費用を補助対象経費とする場合 2者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び履歴事項全部証明書又は 個人事業主の住民票の写し(市内事業者が、横浜市契約規則(昭和39年3月横浜 市規則第59号)第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分 が市内である者の場合は、一般競争入札有資格者名簿の写し)
  - が市内である者の場合は、一般競争入札有資格者名簿の写し) (11) 別表1の設置費補助金(2)、(3)又は(4)を申請する場合は、障害者グループホーム 設置事業計画書(第4号様式)、工事内訳書、仕様書、配置図、平面図、立面図、 各室面積表、工程表、当該工事に係る収支予算書、法人の定款、法人の役員名簿 等のうち、市長が必要と認める書類

第号

年 月 日

(法人名)

(代表者名)

横浜市長印

### 障害者グループホーム設置費等補助金 交付額変更承認通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した 年度障害者グループホーム設置費等補助金について、次のとおり交付額を変更しましたので、通知します。

- 1 変更を承認した内容
  - (1) 交付決定額
  - (2) 交付予定時期
- 2 対象グループホーム
- 3 交付条件
  - (1) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、市長に報告し、その指示を受けてください。
  - (2) 補助事業を中止又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けてください。
  - (3) やむを得ず事業に変更を生じたときには、市長の承認を得てください。
  - (4) 補助事業が完了したとき又は市の会計年度が終了したときは、直ちに実績報告書を提出してください。
  - (5) 横浜市障害者グループホーム設置費等補助要綱第18条第2項の交付の請求をする場合は、この通知書の写しを添付してください。
  - (6) 補助金は障害者グループホーム設置費等補助事業のために使用し、他の事業に使用しないでください。
  - (7) 剰余金が生じたときは、その残金を速やかに返還してください。
  - (8) 横浜市障害者グループホーム設置費等補助要綱第19条第1項各号のいずれかに該当するときは、補助金の全額又は一部を返還していただきます。
  - (9) 障害者グループホーム設置費等補助事業に関して収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支についての証拠書類は事業完了後10年間保存してください。 なお、それらについて調査を行うことがあります。
  - (10) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市障害者グループホーム 設置費等補助要綱の定めに従ってください。

担 当 連絡先

 第
 号

 年
 月

 日

(法人名) (代表者名)

横浜市長印

### 障害者グループホーム設置費等補助金 交付額変更不承認通知書

年 月 日に申請のありました 年度障害者グループホーム設置費等補助金については、次の理由により、変更を承認しないことと決定しましたので、通知します。

- 1 変更承認申請額
- 2 対象グループホーム
- 3 不承認の理由

担 当連絡先

(提出先) 横浜市長

郵便番号

所 在 地

法 人 名

役職及び 代表者氏名

## 障害者グループホーム設置費等補助金 交付申請取下げ書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた 年度障害者グループ ホーム設置費等補助金の申請を取り下げます。

- 1 交付決定の内容
  - (1) 交付決定額
  - (2) 交付予定時期
- 2 対象グループホーム
- 3 取り下げる理由
- 4 添付書類

障害者グループホーム設置費等補助金交付決定兼交付額確定通知書の写し又は 障害者グループホーム設置費等補助金交付決定通知書の写し

> 担 当 者 連 絡 先 書類送付先 (〒 - )

(提出先) 横浜市長

郵便番号 所 在 地 法 人 名 役職及び 代表者氏名

# 障害者グループホーム設置費等補助金 実績報告書

横浜市障害者グループホーム設置費等補助事業について、関係書類を添えて次のとお

り報告します。							,,	–	-,-
ブループホームの名称及び	設置日								
名称									
設 置 日									
既交付決定額、執行額及び	バ精算額	(補具	助金種別	:		)			
既交付決定額									円
執行額									円
精 算 額									円
(内訳) □ 設置費補助金(1)									
経 費 区 分	既 交	付	額(A)	申	請	額(B)	精	算	額(A-B
権利取得費			円			円			P
家屋改造費			円			円			P
初度調弁費			円			円			P
合 計			円			円			P
(1) 国庫補助申請時の加		(	→/	1 be		(s. 183. s.	. 2. 333	Les)	
	創設 	• / [.		<u>修</u>		(いずれか			## / A D
経費区分	既交	付	額(A)	申	請	額(B)	精	昇	額(A-B
施設整備費			円			円			P
初度調弁費			円			円			P
合 計			円			円			Р
□ 改修費補助金									
経 費 区 分	既 交	付	額(A)	申	請	額(B)	精	算	額(A-B
改修費			円			円			Р
		担	当	者			1		

連絡先 書類送付先 (〒 - )

- 3 添付書類 ((7)から(13)は該当する場合に添付する。)
  - (1) 運営状況報告書(第2号様式) (サテライト型住居は、運営状況報告書(第2号様式の2))
  - (2) 収支決算書(第3号様式)
  - (3) 合計残高試算表その他これに類するもの
  - (4) 障害者グループホーム設置費等補助金交付決定通知書の写し
  - (5) 障害者グループホーム設置費等補助金交付額変更承認通知書の写し(第9条 第1項の障害者グループホーム設置費等補助金交付額変更承認通知書の交付を 受けた場合に限る。)
  - (6) その他市長が必要と認める書類
  - (7) 建物の権利取得費を補助対象経費とした場合 建物の賃貸借契約書、権利取得に要した費用の内訳が記載された書類及びその領収書の写し
  - (8) 建物の建築費を補助対象経費とした場合 建物の建築に要した費用の記載された書類及びその領収書の写し
  - (9) 家屋改造費を補助対象経費とした場合 家屋改造に要した費用の内訳が記載された書類、その領収書の写し及び家屋改造をした箇所の図面
  - (10) スプリンクラー設置費を補助対象経費とした場合 スプリンクラーの設置 に要した費用の内訳が記載された書類、その領収書の写し、スプリンクラー 設置箇所の図面及び消防設備関係書類
  - (11) 初度調弁費を補助対象経費とした場合 当該初度調弁費にかかる物品 (1 品目3000円未満の物品を除く。)の領収書の写し
  - (12) 1件の金額が100万円以上の費用を補助対象経費とする場合 2者以上の 市内事業者から徴収した見積書等の写し及び履歴事項全部証明書又は個人事業 主の住民票の写し(市内事業者が、横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則 第59号)第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市 内である者の場合は、一般競争入札有資格者名簿の写し)
  - (13) 別表1の設置費補助金(2)、(3)又は(4)について報告を行う場合 障害者グループホーム設置事業実績報告書(第13号様式)、工事内訳書、仕様書、配置図、平面図、立面図、各室面積表、工程表、当該工事に係る収支決算書、法人の定款、法人の役員名簿等のうち、市長が必要と認める書類

## 障害者グループホーム設置事業実績報告書

1	対象施設の概要	i
т —	7) 3\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	П

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類

2

- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体

(5)	入	居定員											
		現在足	定員	増加定員		合	計						
			名		名		名	, 1					
施	投整	を備費し	こ係る事	業計画									
(1)	施	設の規	見模及び特	構造									
	ア	整備	事業(解析	体撤去工事費。	• 仮設	施設工事	を除く	)					
		(ア)	敷地面積	責		n	$n^2$						
		(イ)	敷地の別	斤有関係	自己	所有地	•	借地					
		(ウ)	施設整備	帯の区分	倉	]設	•	改修					
		(工)	建物の配	面積	建築	面積			$m^2$	延面	積		$m^2$
		(才)	建物の構	<b></b>			造			階建			
,	イ	解体抗	散去工事	(既存施設に係	系るも	の)							
		(ア)	建物の配	面積	建築	至面積			$m^2$	延面	積		$m^2$
		(イ)	建物の構	<b></b>			造			階建			
		(ウ)	建設年月	日			年		月	F	3		
		(工)	補助金の	D区分									
		(才)	処分(耳	うりこわし) 年	月日				年		月	日	
	ウ	仮設加	施設工事										
		(ア)	建物の配	面積	建築	面積			$m^2$	延面	積		$m^2$
		(1)	建物の構	<b></b>			造			階建			
(2)	敷	:備費卢	付言尺										
	アエ		工事費					F.	1				
			工事費					F.					
	ウ		立 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					F.					
	工	事務領						F.					
	オ	合計						F.					
	•	н н і						, ,	•				

(3) 財源内訳

-								
ア	国庫補助金							
1	横浜市補助金(市負担分)							
ウ	市社協特定資金							
工	設置者負	担金		F.				
	(内訳)	自己資金		F.				
		市社協振興資金		F.				
+	会計			Д				

## (4) 工事計画

ア	直営・請負の別	直営	•	請負				
イ	契約年月日		年	月		日		
ウ	着工年月日		年	月		日		
エ	変更契約年月日		年	月		日		
才	竣工年月日		年	月		日		
カ	事業開始年月日		年	月		日		
キ	解体撤去工事関係							
	(ア) 直営・請負の別	直営	•	請負				
	(イ) 着工年月日		年	月		日		
	(ウ) 完成年月日		年	月		日		
ク	仮設施設工事関係							
	(ア) 直営・請負・賃貸借の別		直営	•	請負		•	賃貸借
	(イ) 工事期間			年		月		日

(5) その他参考事項

## 3 設備整備費に係る事業計画

(ウ) 仮設施設の使用期間

## (1) 事業の目的及び内容

品目	数量	規格	単価	金額	整備目的及び必要理由
スプリンクラー					
エレベーター					
	合計				

年

か月

### (2) 財源内訳

/	74.1	1\(\text{1}\)\(\text{1}\)\(\text{1}\)								
	ア	国庫補助金	国庫補助金							
	イ	横浜市補助金(市負担分)								
	ウ	市社協特定資金								
	工	設置者負担金								
		(内訳)	自己資金	円						
			市社協振興資金	円						
	オ	合計		円						

第 号

年 月 日

(法人名)

(代表者名)

横浜市長印

## 障害者グループホーム設置費等補助金 交付額確定通知書

年 月 日に実績報告の提出のありました 年度障害者グループホーム設置費等補助金については、次のとおりその額を確定しましたので通知します。

- 1 確定額等
  - (1) 交付確定額
  - (2) 既交付決定額
  - (3) 返還額
- 2 対象グループホーム
- 3 交付条件
  - (1) 横浜市障害者グループホーム設置費等補助要綱第18条第1項の交付の請求をする場合は、この通知書の写しを添付してください。
  - (2) 補助金は障害者グループホーム設置費等補助事業のために使用し、他の事業に使用しないでください。
  - (3) 剰余金が生じたときは、その残金を速やかに返還してください。
  - (4) 横浜市障害者グループホーム設置費等補助要綱第19条第1項各号のいずれかに該当するときは、補助金の全額又は一部を返還していただきます。
  - (5) 障害者グループホーム設置費等補助事業に関して収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支についての証拠書類は事業完了後10年間保存してください。なお、それらについて調査を行うことがあります。
  - なお、それらについて調査を行うことがあります。 (6) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市障害者グループホーム設置費等補助要綱の定めに従ってください。

担 当 連絡先

請求書番号 年 月 日

(提出先)

横浜市長

郵便番号

所 在 地

法人名

役職及び 代表者氏名

## 障害者グループホーム設置費等補助金 交付請求書

	¥										
ただし、障害者グループホーム ( 等補助金として上記の金額を請求します。									) 0	設置	費
業者コード								_			

	金融機関名	銀行	支店
振込	フリガナ 口座名義人		
先	口座番号	普 通 当 座	

(留意事項) 請求委任や受領委任を行う場合は、請求書の押印を省略できません。

担 連絡先

第号年月日

(法人名) (代表者名)

横浜市長印

## 障害者グループホーム設置費等補助金 交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号 年度障害者グループホーム設置費等補助金の交付(決定・額確定)について、次の理由により、(全部・一部)を取り消しましたので、通知します。

- 1 既交付(決定・確定)額
- 2 取消後の交付(決定・確定)額
- 3 対象グループホーム
- 4 取消しの理由

(提出先) 横 浜 市 長

## 障害者グループホーム設置費等補助金に係る 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号により交付決定のあった下記補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1	補助金の名称	年度	障害者グループホ·	ーム設置費等補助金	
2	横浜市から交付された補助金の額の	確定額			
			<u>金</u>		円
3	消費税の申告により確定した消費税	及び地方消費	税に係る仕入控除税 <u>金</u>	額	円
4	補助金の額の確定までに減額した仕ん	入控除税額	<u>金</u>		円
5	補助金返還額(3から4の額を差し	別いた額)	<u>金</u>		円

- 6 添付資料
  - (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類(別紙1)
  - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
  - (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し
  - (4) 障害者グループホーム設置費等補助金交付決定兼交付額確定通知書の写し又は 障害者グループホーム設置費等補助金交付額確定通知書の写し

担 当 者 連 絡 先 書類送付先 (〒 - )

## 消費税及び地方消費税に係る 仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

1	補助事業名	<u></u> 障害者グループホーム設置費等補助事業
2	法人名	
3	法人所在地	
4	役職及び代表者氏名	
5	当該補助金に係る消費税及び地方消	貴税に係る仕入控除税額がない理由

## 消費税及び地方消費税に係る 仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

1	補助事業名				障害者グル	レープホー.	ム設置費等補	助事業	
2	法人	名							
3	法人	、所在地							
4	役職	銭及び代表者氏ク	名						
5	補助	金確定額				<u>金</u>	È		<u>円</u>
6	当該	を補助金に係る?	消費税及び地	方消費税は	に係る仕入控隊	余税額 <u>金</u>	Ž		<u>円</u>
7		)計算方法や積 補助対象経費(		き)の内訳					
		区分	課税仕入	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通 対応分	非課税仕入	合計	
			0						0
Ĭ	径 費		0						0
3	費		0						0
	の 内		0				1		0
	訳		0				-		0
,	-/ <b>\</b>	計	0		0 0	<u> </u>	0		0
		課税売上割合補助金に係る化					, °II		%